

## 公 告

都市計画法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年4月14日

京都市長 榊 本 頼 兼

### 1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

I・Ⅲ・25号 鴨川東岸線（第1工区）

### 2 事業施行期間

平成5年10月29日から平成22年3月31日まで

### 3 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

(建設局街路部広域幹線道路課)